

## 道路占用と道路使用(その3)

### 道路局路政課道路利用調整室

坂上係員

早速昨日の続きを始めましょうか。昨日は、道路占用と道路使用の法的な違いについて見てきたわよね。

大野係員

はいっ。

坂上係員

他に法律上で規定されているもので違うところはあるか？

大野係員

道路交通法第七十七条第二項の許可基準は、すべて「交通の妨害となるおそれ」に関係していませんね。

坂上係員

道路占用の許可基準については、占用が道路の特別使用であることから、道路の一般使用である交通への支障という観点は当然のことながら、道路の構造への支障という観点からも定められているのよ。それに対して道路使用許可で

は、道路交通法の目的にも明らかのように、道路における危険の防止、交通への支障という観点から審査されるわけね。

渡邊課長

それもそうだけど、根本的な部分で大きな違いはないかい？

大野係員

分かりません。

坂上係員

(パラパラと道路交通法をめくっていると)

あっ、対象となっている道路が違うんですね。

渡邊課長

道路占用許可については、基本的に道路法上の道路のみが対象だけど、道路交通法では、道路法上の道路のほか、道路運送法上の自動車道や、一般交通の用に供するその他の場所についても対象となっているんだよ。そういうことで守備範囲も違うわけだな。

坂上係員

道路使用許可の付近の条文しか見てませんでした。

渡邊課長

おいおい、それじゃあ困るよ。道路法を解釈する上でも言葉の定義は大切なんだから。

坂上係員

すみませんでした。気をつけます。

渡邊課長

じゃあ坂上さんをちよつと試してみようかな。手続の部分で違うところはどこ？

坂上係員

(調べておいて良かった。)道路使用許可には申請書の提出先について特例がありますね。道路占用許可については、複数の道路をまたがる場合についてもそれぞれの道路を管理している道路管理者に申請しないといけません。道路使用許可申請は、同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄をまたがるときは、いずれかの場所を管轄する警察署長に対して行うことができます。

渡邊課長

じゃあ大野君、道路占用と道路使用の関係で申請書の提出先で思いつくことは？

大野係員

えっ、ちよつと待ってください。(そんなこと急に言われても・・・)

**渡邊課長**

はい、時間切れ。じゃあ坂上さん。

**大野係員**

.....

**坂上係員**

道路法第三十二条第四項と道路交通法第七十八條第二項に申請の相互経由の規定がありますね。

**渡邊課長**

はい、正解。この制度は、道路占用許可と道路使用許可とが競合するケースが多いので、申請者負担軽減の観点から設けられている制度だよ。

**坂上係員**

そうですね、そういえば以前に一度、申請書を一緒に出してきた人がいましたね。

**渡邊課長**

占用事業者が電線や管路等を設置しようとする時、その設置のための工事も含めて道路占用許可が必要になり、同時に道路において工事を行うようにする者として道路使用許可が必要になる。このように占用許可と使用許可が正に競合する場合には、それぞれの申請書の提出を道路管理者、所轄警察署長のいずれかを經由して行うことが出来るという仕組みだね。

実際の運用では、いろいろと難しい部分もあ

るかもしれないけど、我々道路管理者としては、警察とも協議しながら、法の規定に従って提出されたものについては、少なくとも道路管理者の側で道路使用許可申請書の受取りを拒むことのないように注意しないといけないな。

**大野係員**

全然知りませんでした。まだ、まだ、経験不足ですね。

そういえば、ちょっと気になったんですが、道路法第三十二条第五項では、「道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。」とされていますよね。これについても道路交通法に同じ規定があるんですか？

**渡邊課長**

道路交通法第七十九条を読んでごらん。

**大野係員**

「所轄警察署長は、第七十七条第一項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならぬ。」

**坂上係員**

この規定は、道路管理権と交通警察権との調整を図るため、協議すべきこととしたものなのよ。協議の内容は、占用許可の可否と期間、方法等許可条件についてで、交通の安全や円滑を害することがないかどうかを検討されることとなるのよ。

**大野係員**

よく縦割り行政とか言われることがあるけど、横の連携も取られているんですね。

**渡邊課長**

道路管理者と警察は、安全かつ円滑な道路の交通の確保という点で共通する目的を持っているから、その点で判断が異なるなら、連携を密にしてお互いに協力していくことが大切だと思うよ。

**坂上係員・大野係員**

はい、分かりました。

**坂上係員**

(まだまだ知らないことが一杯あるなあ。もっと勉強しなきゃ。)

(この項おわり)